

船橋市三山市民センターにおける電子情報処理組織の使用登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年船橋市条例第3号。以下「条例」という。）第3条第1項に規定する電子情報処理組織である船橋市生涯学習施設予約管理システム（以下「予約システム」という。）の船橋市三山市民センターにおける予約システムの使用登録及び予約システムを使用した申請の許可書の様式について定める。

(登録の手続)

第2条 登録をしようとする者は、予約システム使用登録申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認して登録の可否を決定し、適当と認めるときは登録証（第2号様式）を交付する。

(登録の有効期間)

第3条 登録の有効期間は、原則として登録の翌日から起算して2年間とする。

(登録の更新)

第4条 登録証の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録の更新を行うときは、予約システム使用登録更新等申請書（第3号様式。以下「更新等申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、新たに登録証を交付する。

3 登録の更新の申請は、登録の有効期間満了日の1月前から行うことができる。

4 登録の有効期間満了後に登録の更新の申請があったときは、登録の有効期間満了日の翌日から起算して2年間を新たな登録の有効期間とする。登録の更新の申請が登録期間満了日の翌日から起算して2年間を経過している場合は、新たな登録の申請として取り扱うものとする。

(登録の変更又は削除)

第5条 登録者は、登録の内容に変更があったとき又は登録の必要がなくなったときは、速やかに更新等申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは新たに登録証を交付し、又は登録を削除する。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録者が偽りその他不正な手段により登録を受けたと認めるとき又は引き続き登録することが適当でないとき、当該登録を取り消すことができる。

(登録証の再交付)

第7条 登録者は、登録証を紛失し又はき損したときは、市長に再交付を申請することがで

きる。

2 前項の申請をしようとする者は、更新等申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該申請者に対して新しい登録証を交付するものとする。

(施設使用許可書の様式)

第8条 予約システムで施設使用許可申請をした場合の施設使用許可書の様式は、三山市民センター使用許可書（第4号様式）とする。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

第1号様式

年 月 日

船橋市長あて

予約システム使用登録申請書

利用者番号

下記のとおり、船橋市生涯学習施設予約管理システムの使用登録を申請します。

パスワード	<input type="text"/>		
個人・団体名	フリガナ		
	<input type="text"/>		
代表者	フリガナ	電話 携帯	<input type="text"/>
	<input type="text"/>		
所在地	<input type="text"/>		
連絡者	フリガナ	電話	<input type="text"/>
	<input type="text"/>		
利用目的	<input type="text"/>		
発足日/ 生年月日	年 月 日	団体構成	<input type="text"/>

第2号様式

登録証

年 月 日

利用者番号		利用者区分	
施設グループ		主催者区分	
個人・団体登録者 に関する情報	個人・団体名		
	フリガナ		
	代表者		
	住所		
	電話番号1	電話番号2	
	生年月日 (発足年月日)		
連絡先	氏名		
	電話番号		
団体情報	フリガナ		
	漢字名		
	住所		
	電話番号1	電話番号2	
有効期限		主利用目的	
備考			

上記のとおり船橋市生涯学習施設予約管理システムを使用する利用者として登録しました。

船橋市長

第3号様式

年 月 日

船橋市長あて

予約システム使用登録更新等申請書

下記のとおり、船橋市生涯学習施設予約管理システムの使用登録の更新・変更・削除・登録証の再交付を申請します。

利用者番号		
パスワード		
個人・団体名	フリガナ	
旧姓・旧団体名		
代表者	フリガナ	電話
		携帯
所在地		
連絡者	フリガナ	電話
利用目的		
団体構成		
登録削除理由		

第4号様式

三山市民センター使用許可書

年 月 日

船橋市長

三山市民センターの使用の可否について、次のとおり決定したので通知します。

1. 許可します。

催し物名				利用目的		
使用日	開始	終了	施設名	人数	基本料金 (円)	
				小計		
2. 許可しません。				施設	基本料金(円)	
					施設料金合計	
				設備	基本料金	
					設備料金合計	
				合計	施設設備合計	